

医政総発0320第1号
平成26年 3月20日

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣による病院又は診療所の管理者に対する情報提供の求めに関する実施要領」の周知依頼について

本年4月1日から我が国において国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）が発行されることに伴い、外務大臣から病院又は診療所の管理者に対し、子の住所等及び子の社会的背景に関する情報の提供を求めることができることとされています。

このたび、外務省において、各病院及び診療所において実施要領に基づいた対応を行っていただけるよう「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣による病院又は診療所の管理者に対する情報提供の求めに関する実施要領」を作成するとともに、当該実施要領の周知依頼がまいりましたので、貴管下の医療機関・関係団体に周知していただきますよう、お願い申し上げます。

（添付書類）

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣による病院又は診療所の管理者に対する情報提供の求めに関する実施要領」の周知依頼について（平成26年3月17日総ハ条合第263号外務省総合外交政策局ハーグ条約室長通知）写し